

おおくま

2012年6月1日

大熊町役場 会津若松出張所

発行：大熊町役場企画調整課
所在地：福島県会津若松市追手町2番41号
電話：フリーダイヤル 0120-26-3844(代表)
E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp
ブログ大熊町
<http://blog-okuma.jugem.jp/>
大熊町公式ホームページ暫定版
<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>



大熊町消防団員による搜索活動 2012年5月14日

町民の皆様へ

待ち望んでいた桜もあつたという間に散り、新緑の美しい季節となりました。

3月11日の東日本大震災、忌まわしい原子力発電所事故より14カ月を経過しましたが、まだ先がみえず不自由な避難生活を強いられております。大変申し訳なく思っております。

去る12、13日の両日、郡山市、いわき市、会津若松市の順で国主催の町民説明会が開催されました。各会場共多くの参加者のもと、直接意見交換が出来ました。一定の評価が出来たと受け止めます。

区域の見直し、除染の進め方や賠償問題また中間貯蔵施設、廃炉の課題等に健康問題も含めて皆様方のご意見は、まさに悲痛な叫びでもありました。

将来への不安、やり場のない閉塞感それぞれの思いを真摯に受け止め、町としても出るだけ早い段階で復興、再生の方向性を提示しなければならぬと考えております。

放射線量が高く5年間は戻れない帰還困難区域が多くを占める我が町にとって、町外

「コミュニティ」づくりは、早急な対応が迫られております。当面の安心して暮らせる居住環境整備は、医療、福祉面も整い日用品の調達等も容易で交通の便も良くなければなりません。また教育環境の充実も不可欠な要因です。連休に来庁された平野復興大臣や細野環境大臣との懇談の中でも、大熊町としての方針を話し、理解いただけたものと認識しております。

また、6月中旬には財物賠償の指針が示されると思います。今後は、その状況の変化やアンケート調査の結果、それを勘案した具体的な復興計画の作成が大事と考えております。必要に応じて再度アンケート調査なども考えております。

20、30年後の将来など誰も正確には予測出来ません。放射線量も自然減衰や画期的な除染技術が開発され思ったより早く少なくなる事もあるかもしれません。また、その逆もあるかもしれません。その時に、その時点でベストを尽くし誤りがあれば方向転換をしなければなりません。人は未来を創る事は出来ても、過去を変える事は出来ないとい

一歩一歩前進し、つまずいて転んだらまた起き上がり、前に進むことが大切だと思います。

いわき市や郡山市で事業を再開しましたと報告に来てくれる明るいニュースもありますし、県外から気持ちを切り換えて元気でがんばっているお手紙も頂きました。大熊中学校では、修学旅行での楽しい体験談を目にする事が出来ました。苦しい中での前向きな姿に共鳴し、私達も少しでも町民の皆様に希望の持てる様な、そして光を見いだせる様な復興の推進に全力で取り組んでまいります。

今後は、町政懇談会を実施し町の方針を説明させていただく予定ですので、皆さまには何卒よろしくご支援、ご協力をお願い申し上げます。

大熊町長 渡辺利綱



大熊町住民説明会が開催されました

国主催による大熊町住民説明会が、5月12日に郡山市、13日にはいわき市と会津若松市で開催され、関係省庁より、区域の見直しや賠償、除染・

中間貯蔵施設について説明がありました。

国からは、郡山市会場に細野環境大臣と吉田復興大臣政務官が、いわき市、会津若松市会場には、高山環境大臣政務官と吉田復興大臣政務官が出席しました。



国による説明

【双葉地方町村会からの要望への回答について】

○双葉郡全体のグラウンドゼロインについては、双葉郡の将来の姿はどうなるのか、国としての取り組みを早く提示させていただきたい。

○「放射線医療センター（仮称）」の設置については、文部科学省が福島県における放射線医学・最先端診断に係る研究開発拠点の整備に必要な費用を、昨年度の補正予算において確保しました。こういった予算措置を講じるとともに、具体化に向けて検討を始めています。

○原子力に関する研究機関、エネルギー開発拠点の整備についても、関係予算の準備をして具体的な研究拠点の設置について議論を進めています。

○「帰宅できる、できないに係わらず避難先での住民生活の確保」について、地域の復興だけでなく、皆様の生活の場やネットワーク、コミュニティを確保していくことが大事な仕事と認識しています。そのために

急仮設住宅や復興住宅の確保、雇用の創出、情報の提供といった業務を復興庁がしっかりと進めていきます。

○JRR常磐線、常磐自動車道の広域インフラ整備について、線量の高い所は丁寧な整備して、高速道路から着手するなどの取り組みを始めています。

○身近なインフラについては、戻ることが出来る比較的放射線量の低いところから着手する準備を進めています。

【避難指示区域の見直しについて】

○避難指示区域の見直しの設定基準について、3つの区域に再編することを政府として考えています。

○1つめの避難指示解除準備区域は、1年間で20ミリシーベルト以下、1時間当たり3.8マイクロシーベルト以下の区域。

○2つめの居住制限区域は、1年間で20ミリシーベルトを超えて50ミリシーベルト以下、1時間当たり3.8マイクロシーベルトを超えて9.5マイクロシーベルト以下の区域。

○3つめの帰還困難区域は、5年経っても年間20ミリシー

ベルト以下にならない水準で、年間50ミリシーベルトを超える、1時間当たり9.5マイクロシーベルトを超える区域。

○使用データについて、面の測定に適する航空機モニタリングで測定した数値を使用します。

○区域見直しの単位については、字や行政区のコミュニティ単位で設定します。

○避難指示解除の時期については、各市町村との調整をして決定しますが、大熊町では帰還困難区域に人口が集中しているので、居住制限区域と避難指示解除準備区域を解除しても、町のコミュニティは成り立ちにくい状況にあります。避難指示の解除は、皆様が戻るこ

とができるインフラや除染調整します。居住制限区域と避難指示解除準備区域を先に解除するのではなく、町の意向を尊重して3区域同時の解除を考えています。

○区域の運用については、防犯対策をとってから警戒区域を解除して3区域に再編します。

○避難指示解除準備区域では、一時立ち入りの柔軟化、一部

事業の再開が認められます。○居住制限区域では、線量が年間20ミリシーベルトを超えるので、放射線量の配慮が必要にはなりますが、一時立ち入りの柔軟化、インフラ復旧に取り組んでいきます。

○帰還困難区域では年間50ミリシーベルトを超えるため、また防犯上の必要もあり、バリケードなどの物理的な防護措置をとって、これまで通りの一時立ち入りやスクリーニング、線量管理を行う運用を想定しています。

○避難指示が続いている間は、避難に伴う賠償も継続されます。

【賠償について】

○原子力損害賠償紛争審査会が出した指針を受けて、東京電力が具体的な基準をつくって請求書に反映しています。3月に出された指針については、できるだけ5月中に詳細な基準を示します。

○区域見直し後も、戻る方、移住する方、どちらにも差はつけません。

○避難費用は、これまでと同様に3カ月間隔で請求していただきます。

○精神的損害は区域ごとに異なり、避難指示解除準備区域は月額10万円を3カ月ごとの請求になります。居住制限区域は3カ月ごと、または2年分を一括した240万円の請求も可能です。帰還困難区域は一括して600万円となつていますが、分割もできるようになります。

○解除後に賠償の対象となる期間はまだ決まっておらず、解除の後、審査会等で議論して決められます。

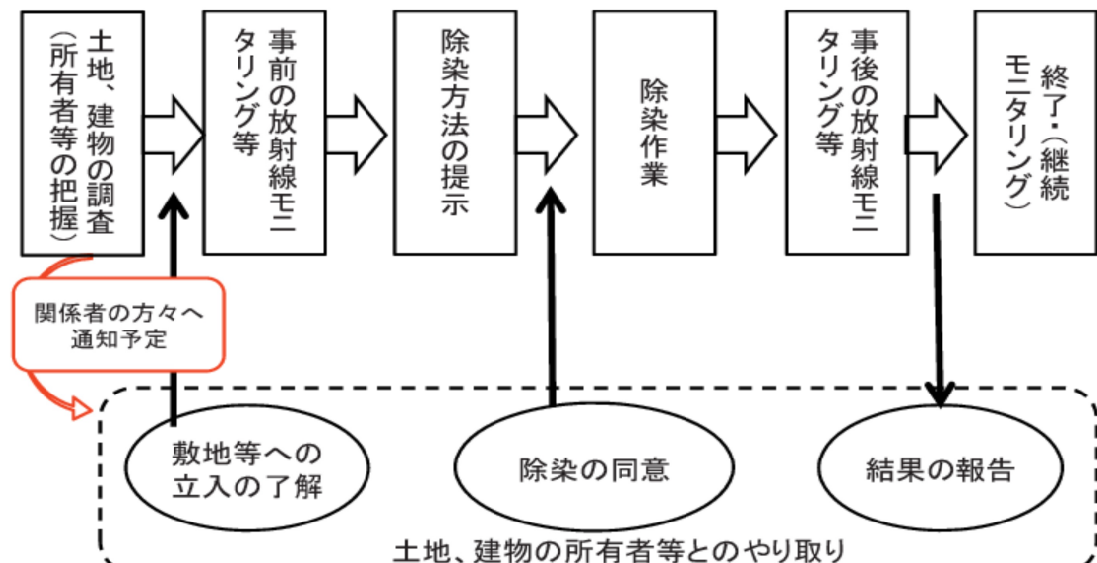
○帰還困難区域の不動産は、少なくとも5年間は立ち入りが制限されるので、全損と推認して賠償されます。

○居住制限区域と避難指示解除区域の不動産は、避難指示解除までの期間を考慮して賠償しますが、もし5年間解除されなければ帰還困難区域と同様に全損として賠償されます。

○建物の評価について、町から固定資産税評価を資料として提供していただき、新築価格から築年数を償却した評価額で賠償金額を算定します。

○家財について、家族構成をベースとした賠償基準を検討中で、実態がこの基準を超える場合には個別に対応

大熊町における除染工程の一連の流れ

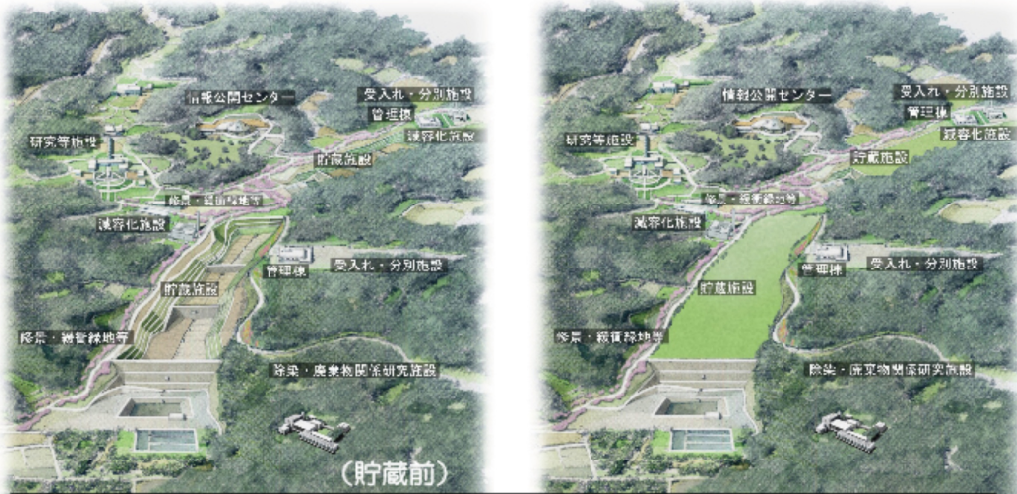


※除染の同意・除染作業の実施には、除染実施計画の策定及び仮置場の目途が立っていることが必要。

○営業損害・就労不能等に伴う損害については、一定期間は収入を損害額から控除しないように基準を作成中です。

○東電の対応については、スピード重視で行ってきたところ、細やかな対応ができなくなっていましたので、個別の事情に対応できるように求めています。

中間貯蔵施設のイメージ



※本イメージ図は現時点で想定される施設・構造の例を示したものであり、実際の施設・構造は変わりうるものです。

【除染・中間貯蔵施設について】
 ○除染の方針について、大熊町は国が責任をもって直接除染事業を行います。
 ○除染に伴う廃棄物は、安全に収集、運搬、仮置きをし、

て、モニタリングと管理を行っていきます。
 ○除染の進め方については、昨年大熊町役場周辺と夫沢一区周辺でモデル事業を行っています。
 ○先行除染として、本格除染

を実施するための拠点となる施設の大川原ライスセンター、坂下ダム管理事務所を除染しました。
 ○本格除染については、年間20〜50ミリシーベルトの地域では、住居、農地と住居周辺20メートル範囲の森林を、年間20ミリシーベルト以下を目標して除染します。その仮置き場は字ごとに設置する予定です。年間50ミリシーベルトを超える地域では、除染技術の確立と、作業の安全性を確保するため、モデル実証事業を実施してから対応を検討していきます。

○除染の効果については、一例として大熊町役場周辺のモデル事業によって平均60%の放射線量が低減したという結果が出ています。放射性物質の放射線量は自然に減少していきますが、除染をすることでさらに減少させることを目的としています。
 ○除染工程の一連の流れについては、除染の実施計画を策定後に、土地、建物の調査、敷地立ち入りの了解を得て、除染方法の提示に同意していただいたところから実施する予定です。除染終了後も継続してモニタリングしていきます。
 ○仮置き場については、十分な盛土をすることで放射線を遮へいして、仮置き場近傍の放射線量を周辺環境と同程度の水準になるように安全性を確保します。

○盛土による遮へい以外の安全対策については、遮水シート、フレキシブルコンテナ等で放射性物質の飛散、流出、浸透を防ぎ、敷地境界に柵を設けて近づくことができないようにします。

○中間貯蔵施設については、施設の確保と維持管理は国が行います。仮置き場の設置は3年間程度と考えているので、それに合わせて中間貯蔵施設の供用を開始できるようにします。

○福島県内の廃棄物のみを貯蔵対象とします。

○施設規模としては3〜5平方キロメートルと推計しています。

○中間貯蔵施設を構成する施設としては、受入・分別施設、貯蔵施設、可燃物を焼却する減容化施設、モニタリング施設、研究施設、情報公開センターを設置します。

○中間貯蔵施設の設置候補地

は、双葉町、大熊町、楢葉町となっています。

○最終処分については、中間貯蔵後30年以内に、福島県外で行います。

質疑応答

【区域見直し】

(回答：原子力災害対策本部)
 Q1 線量だけでなく、10km圏内は何年とか距離も考えてほしい。賠償にも差が出てくるし、機械的な線引きはやめてほしい。
 A1 区域の見直しは機械的な線引きではなく、線量をベースとしつつ字等のコミュニティを考慮して行う。また、避難指示の解除は、区域の見直しとは切り離して行う。

町からは、町として区域に関わらず同時に解除すると要望をいただいております。町とも十分相談して、避難指示の解除を行う。賠償についても、解除時期を一律にするのではなく、実質的な差が出ないように配慮したい。

Q2 区域設定の見直しについて、町の意向を踏まえてということだが、双葉町村会で全市町村の了解を得ないと決められないのか。

A2 大熊町長・役場とご相談さ

せていたがながら、最終的には政府の責任で区域の見直しは決めさせていたがきたい。

Q3 野上の周辺は比較的線量が低いとされているが、1ミリシーベルト以下なら低いと言え、20ミリシーベルトは相当高いと思っている。家は屋内も屋外も同じような状態であり、住めなのは明らか。帰されるのではないかと不安に思っている。

A3 20ミリシーベルトは、あくまで帰ることができるという目安であり、帰るかどうかは住民の方の選択である。国としては、帰る、帰らないどちらを選んだ方も支援をさせていただく。

【賠償】
(回答：細野大臣、文部科学省、資源エネルギー庁)

Q4 東京電力の事故責任を明確にするべきではないか。また、原発は国策で推進したものであり、東京電力だけではなく、国も一緒に賠償をするべき。

A4 事故の責任が、一義的に東京電力にあること、国にも責任があることは法律にも明記している。また、原子力損害賠償支援機構には政府も出資しており、財政的

にバックアップする体制を整えている。

Q5 精神的損害額である10万円の根拠はなにか。完全賠償というなら、基準を高くしてもらいたい。

A5 法律や原子力の専門家からなる原子力損害賠償紛争審査会で定められた金額が10万円で、基本的にはこれを尊重する。この指針以外のケースもありうるが、まだすぐにお支払いできる体制ではないが、できるだけ緊急に体制を整えていく。対応していく。

Q6 東京電力は日用品も10万円に含めているが、それではないのか。

A6 当初東京電力の基準では、日用品は精神的損害に含まれていたが、国が東京電力に指導を行い、避難生活を行う上で家電等追加的に必要になるものは請求できるということになった。

Q7 不動産は、再取得を考慮したものにすべき。古い建物は、固定資産税を考慮されても困る。ダム等の建設等、公共工事と同じ考え方にすべき。

A7 課税評価は、一度新築時の価格を出すために使用する。一旦新築時の価格を出し、それに緩やかな償却率をか

けて、賠償金額を算出する方法を検討中。公共用地の取得とは違うが、より近いもののできるよう検討を重ねている。

Q8 帰還困難区域の精神的損害の賠償は、5年で終わりののか。

A8 指針では5年間は帰れないということと600万としているが、避難が5年以上長引く場合はそれに伴い追加的賠償を行う。

Q9 家財については人数で割るのはおかしい。坪や平方メートルで考えるべき。

A9 家財については、家族構成での評価を考えているが、大きな家や骨董品で基準を超えている場合は個別に対応していく。

Q10 借地して家を建てているが、財物補償してくれるのか。

A10 適正な評価ができるよう検討している。

Q11 早く基準を出してほしい。いつ出るのか。

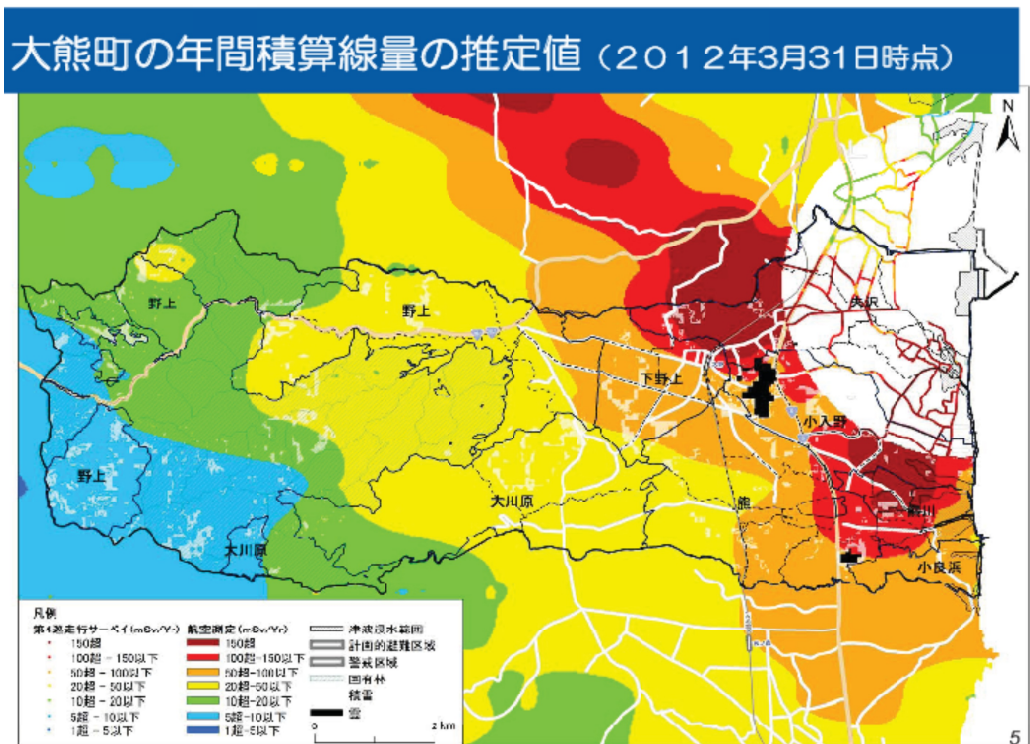
A11 中間指針の追補に基づく、東京電力の具体的な賠償基準を現在検討中である。6月には基準を出す予定。

【中間貯蔵施設】

(回答：環境省)

Q12 中間貯蔵ではなく、最終処分場になるのではないか。

A12 最終処分場については、法



制化も含めて、県外ということ担保する方法を検討している。

Q13 中間貯蔵について大熊・双葉・楢葉と3か所に分けてつくるとのことだが、線量は関係ないのか。高いところでもよいのか。楢葉は何

A13 故候補地に入ったのか。働く方の安全性もあるので、

まず除染をして線量を下げ、それから作業をすることになる。中間貯蔵施設は3〜5平方キロメートル必要だが、1か所に巨大な施設をつ

るのではなく、分散し、宅地や河川、町並みの変更は最小限に留まるようにしたい。道路へのアクセスが良く、実際に除染をしなればいけない地域に近いこと等に鑑み、櫛葉町も候補に挙げさせていただいた。

Q14 なぜ大熊町につくるのか。住民に賛同を得たのか。

A14 まだ全く決まっていないが、除染を進めると大量の土壌が出るので、国から一方的にお願いをしている状況。説明会が遅くなったことはお詫びしたい。今日、本当に貴重なお話を伺ったので、政府全体としてそれをしっかりと受け止めてこれからの政策にできる限り生かしていきたい。

Q15 中間貯蔵の規模の根拠はなにか。報道によれば、除染により発生する土壌等は増える可能性があり、予定している規模より大きくなるのではないか。

A15 規模については、森林の除染をどこまでするかで幅が出てくるが、現状では、3〜5平方キロメートルで十分だと考えている。

Q16 人の住まない山間部にダムなどを設置し、下流に放射能が流出しないようにして

ほしい。
A16 具体的な場所は決まっていないが、流出しないようにすることは当然だと思っている。

【除染】

(回答：環境省)

Q17 役場の建物を除染してもホットスポットも残るし、いざれ放射線量が上がるのでないか。財源の確保について、除染費用は1兆円弱とされているが、その必要性について、そのお金を使っていることについて疑問が残る。大熊町でどれほど除染を進めることができるのか。お金を、新しい街づくりや、補償などに回した方がよいのではないか。ゼネコンに渡す必要は無い。

A17 除染効果についての疑問があったが、除染をすればここまで下げられると言えない状況。ただ、県内でできる限り線量を下げられるように除染を進める必要がある。一方で、除染をしても、短期間で全ての方に戻っていただけることが難しくなっている。だから帰還困難区域を考えた。除染を進める。ただ、それによって賠償が下がることはあってはなら

ない。二つ同時並行で、どちらも一歩一歩進めて行きたい。

【復興ビジョン(グランドデザイン)】

(回答：細野大臣、復興庁)

Q18 元に戻るのではなく、山を削ってでも新しい土地を開いて、未来に誇れるまちづくりをするべき。

A18 現在、双葉郡のグランドデザインを検討しているところであり、県や町とも相談しつつ、ご意見を反映し検討を進めていきたい。まずは、グランドデザインの骨格を早急に示せるようにしたい。

Q19 大熊町には戻れないと思っている。方向性を早く出してほしい。

A19 町外コミュニティや災害公営住宅を含め、新しい生活を立て直していただくための施策として、どのような場所でのような生活ができるか選択肢をしっかりと提示していきたい。

だという懸念があったが、安全であることを確認した。さらに補強も行っており問題ない。テロ対策は性格上、公にできないこともあるが準備している。原子力規制庁の法案も出しており、十分な体制をとるようにする。

【風評被害】

(回答：高山政務官、吉田政務官)

Q21 いまだに県外では近寄るなどと言われるなど、冷たい仕打ちを受ける。何とかしてほしい。まだもらっていない賠償金をもらったように言われたり、働かなくていいと言われる、どうにかしてほしい。

A21 福島県の現状と放射線の影響について、国民が科学的に知ることが復興の第一歩と考える。また、メディアには正確な情報を伝えるとともに、報道関係者には裏付けのある報道をお願いしたい。

【放射線量等】

(回答：原子力災害対策本部)

Q22 空間線量3.8マイクロシーベルトで、年間20ミリシーベルトになるのはどういう計算か。

A22 1日のうち8時間を屋外、16時間を屋内で過ごすとして、屋内での減衰率を加味して算出している。一般的に算出した数値よりも、実績値の方が低い線量になる。

(回答：福島県立医科大)

Q23 低線量被ばくの影響を知りたい。

A23 一般的に、低線量かつゆっくりした被ばくの方が、一瞬の被ばくで想定されるリスクより人体に与える影響が少くないと言われている。しかし、低線量でもリスクはあるので、できるだけ防護をしようというのが基本的な考え。ただ、通常の自然環境にも放射線は存在するものであり、過剰に心配するのはよくない。食品のモニタリング数を増やす、ホールボディカウンターの充実などの対策と共に、個人被ばく線量を管理し、日常の健康管理と健康ケアも大切である。

※大熊町公式ホームページで、当日配布された説明会資料をダウンロードできます。

お知らせ

大熊町農業委員会委員一般選挙のお知らせ

東日本大震災の影響により延期されていた大熊町農業委員会委員一般選挙の投票日が決定しましたのでお知らせします。

◆告示日 平成24年6月28日(金)

◆投票日 平成24年7月8日(日)

◆投票のできる方

農業従事者で農業委員会事務局に事前に申請されている方。

投票所に行けない方は、6月29日から7月7日までの間、大熊町役場会津若松出張所およびいわき連絡事務所において期日前投票(午前8時30分から午後6時まで)ができます。

◆投票当日(8日)の投票時間

投票開始 午前7時

投票終了 会津若松出張所 午後6時

いわき連絡事務所 午後5時

◎大熊町農業委員会委員一般選挙についての立候補届出等説明会を下記により開催します。

当日、立候補届出関係用紙を配布しますので、立候補予定者または責任者の方は出席されますようお願いいたします。

◆日時 平成24年6月12日(火)午後1時30分

◆場所 大熊町役場会津若松出張所 2階会議室

※届出書類の事前審査

6月22日(金) 午後1時30分～3時30分

大熊町役場会津若松出張所 2階会議室

【お問い合わせ先】 大熊町選挙管理委員会

戸籍謄本等の交付について

これまでいわき市方面に避難されている方には、ご不便をおかけしましたが、6月1日(金)よりいわき連絡事務所においても、住民票、印鑑証明書に加えて、戸籍の謄・抄本等の申請・交付が可能となりました。

これは、いわき連絡事務所で交付申請をさせていただき、会津若松出張所で操作のうえ、いわき連絡事務所のプリンターに出力するものです。

このため、こういった戸籍が必要なのか確認のうえ、申請して下さるようお願いします。

◆交付できる諸証明

・戸籍関係謄・抄本

・身分証明

・戸籍附票

◆申請に必要なもの

本人と確認できる書類(運転免許証や住基カード、旅券、公的機関の発行した各種免許証)

◆手数料

被災者についてのみ無料(当分の間)

※本人及びその配偶者、子、父母以外の方が請求する場合は、委任状の提出をお願いします。

【お問い合わせ先】 住民課住民係

4巡目一時立入りにおけるペット(犬・猫)の持出しについて

原子力災害対策本部と環境省、福島県では、4巡目の一時立入りにおいて、コールセンター受付時に事前聞き取りによるペット(犬・猫)の持ち出しの確認を行い、引き続き一定の条件を満たした方々が自らペット(犬・猫)を保護して持ち出せることとしましたので、お知らせします。

◆実施期間

4巡目一時立入り期間：5月20日～7月上旬頃

◆条件

- (1) コールセンター(フリーダイヤル:0120-234-530)受付時にペット(犬・猫)持出しの事前申請を行うこと。
- (2) 自家用車による一時立入りであること。(車の持ち出しを含む)
- (3) 「犬」もしくは「猫」であること。(ただし死骸の持ち出しは禁止します)
- (4) 立入者自身の犬・猫であること。(他人の犬・猫の持ち出しは禁止します)
- (5) 捕獲・移送・今後の飼育等を自らの責任で実施できること。

《その他諸注意》

- ・「他人のペット」の持出しは認められません。
- ・ペットの捕獲・移送・飼育を自らの責任で実施できる方に限ります。
- ・「死骸」の持出しは認められません。
- ・一時立入りのルールが原則です。
(ペットの捕獲を理由とする時間超過等は認められません)

【お問い合わせ先】

福島県保健福祉部食品生活衛生課

電話 024-521-7245

4巡目一時立ち入りスケジュールについてお詫びと訂正

広報おおくま5月15日号に掲載しました4巡目一時立ち入りスケジュールに誤りがありました。

マイカー「道の駅ならば」の

6月14日(木)、6月16日(土)はバスでの一時立ち入りのみとなり、マイカーでの立入は出来ません。

皆さまにはご迷惑をおかけし申し訳ありません。謹んでお詫びするとともに訂正をさせていただきます。

【お問い合わせ先】 大熊町災害対策本部

児童手当が支給されます

平成24年4月1日に「児童手当法の一部を改正する法律」が施行され、それまでの子ども手当にかわり、平成24年4月から児童手当が支給されます。

◆児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することにより家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

◆児童手当制度の仕組み

1. 支給対象

大熊町に在住(住民登録がある方)で、中学校修了前の児童(15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童)を養育している人に支給されます。＊一般的には、父母のうち家計の主宰者(所得の高い方)

2. 支給額(月額)

支給対象年齢		手当月額
3歳未満 一律		15,000円
3歳以上小学校修了前	第一子・二子	10,000円
	第三子以降	15,000円
中学生 一律		10,000円

3. 所得制限

平成24年6月分から所得制限が導入されます。所得制限限度額以上の人には、当分の間、特例給付として児童一人あたり月額5,000円が支給されます。

4. 所得制限限度額

所得には一定の控除があります。また、所得制限限度額は年によって変更されることがあります。

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

(参考)

児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族等及び児童がないときは、622万円とし、扶養親族等及び児童があるときは、622万円に当該扶養親族等及び児童1人につき38万円(当該扶養親族等が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円)を加算した額とする。

◆児童手当の申請方法

(1) 平成24年3月31日時点で子ども手当を受給していた人

児童手当のみなし認定の対象となるため、新たな申請手続などは必要ありません。ただし、6月に現況届の提出が必要となります。

(2) 平成24年4月1日以降に転入した人、4月1日以降にお子さんが生まれた人

申請した月の翌月分から児童手当が支給されます。事実のあった日から15日以内に認定請求書または額改定請求書を提出してください。

【申請に必要となるもの】

- 1) 印鑑
- 2) 請求者名義の普通預金通帳
- 3) 請求者の健康保険証の写し(国民健康保険加入者は不要)

ただし、次の1～6以外の場合は、厚生年金・共済組合などの年金加入証明書の提出が必要となりますので、用紙が必要な人は申し出てください。

1. 健康保険被保険者証(余白に勤務先名を記入してください。)
2. 船員保険被保険者証
3. 私立学校教職員共済加入者証
4. 全国土木建築国民健康保険組合員証
5. 日本郵政共済組合員証
6. 文部科学省共済組合員証(大学支部などに限る。)

※請求者と支給対象児童が別居している場合は、

- 1) 児童手当監護・生計同一申立書
- 2) 別居先世帯全員の省略事項のない住民票(町外に対象児童がいる場合)が必要です。

※その他、児童の養育状況などにより必要となる書類がありますので、詳しくは担当へお問い合わせください。

◆受付窓口

1. 大熊町役場会津若松出張所 保健福祉課 福祉係
 2. 大熊町役場いわき連絡事務所
- 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

【お問い合わせ先】 保健福祉課福祉係

義援金の配分状況について

東日本大震災の義援金につきまして、国内外の多くの皆さまから暖かいご支援をいただきました。町では、お寄せいただいた義援金を、平成23年3月11日時点で大熊町に居住していた方に対して、次のとおり配分しております。

※義援金の内訳

- 国：日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団(義援金受付4団体)に寄せられた義援金
- 県：福島県に寄せられた義援金
- 町：大熊町に寄せられた義援金
- 町支：大熊町からの支援金

1. 第1次配分(平成23年4月下旬から順次配分)

- ①東日本大震災により避難した世帯
配分額 1世帯あたり400,000円
(内訳：国350,000円、県50,000円)
- ②東日本大震災により亡くなった方のご遺族
(行方不明の方も含む)
配分額 1人あたり350,000円
(内訳：国350,000円)

2. 第2次配分(平成23年7月下旬から順次配分)

- ①東日本大震災により避難した方
配分額 1人あたり254,000円
(内訳：国216,000円、県38,000円)
- ②東日本大震災により亡くなった方のご遺族
配分額 ①と同じ

※義援金の配分算定の変更について

第1次配分は世帯数に応じて配分しましたが、単身世帯と複数世帯で不公平が生じることから、平成23年7月8日に開催した大熊町災害義援金配分委員会にて審議した結果、第2次配分以降、1人あたりで算定し配分することとしました。

3. 第2次追加配分(平成23年11月下旬から順次配分)

- ①東日本大震災により避難した方
配分額 1人あたり52,000円
(内訳：国52,000円)
- ②東日本大震災により亡くなった方のご遺族
配分額 ①と同じ

4. 第2次追加2回目配分(平成24年4月下旬から順次配分)

- ①東日本大震災により避難した方
配分額 1人あたり13,000円
(内訳：国13,000円)
- ②東日本大震災により亡くなった方のご遺族
配分額 ①と同じ

以下義援金は、平成23年3月11日時点で大熊町に住民票を有していた方を対象としています。

1. 町義援金(平成23年7月下旬から順次配分)

- 東日本大震災により避難した方
配分額 1人あたり20,000円
(内訳：町20,000円)

2. 被災者見舞金(平成23年7月下旬から順次配分)

- 東日本大震災により避難した方
配分額 1人あたり60,000円
(内訳：町支：60,000円)

※貸付金を見舞金の内渡しとし返済を不要とした上で、総額60,000となるように差額分を支給しています。

3. 大熊町生活支援金(平成23年12月下旬から順次配分)

- 東日本大震災により避難した方
配分額 1人あたり30,000円
(内訳：町支：25,000円、町5,000円)

義援金の寄託及び配分状況について (4月30日時点)

平成23年3月11日の東日本大震災以来、国内外の多くの皆様から尊い義援金をお寄せいただきました。

いただいた義援金は、3月11日時点で住民登録をしていた町民へ配分されており、引き続き生活再建のために使わせていただいております。

■義援金の寄託及び配分状況

4月30日時点で、465件319,324,033円の義援金が寄せられています。

このうち288,335,000円が町民の皆様へ配分されています。

【お問い合わせ先】 企画調整課



賠償・支援相談窓口を開設しています

大熊町では、原発賠償補償金の請求手続きなどの相談ができる「賠償・支援相談窓口」を、福島県司法書士会の協力を得て、大熊町役場会津若松出張所内に開設しています。

窓口では、賠償以外にも、相続・借地・借家のトラブル、借金の支払いや二重ローン問題、会社関係などの相談もできますのでご利用ください。

◆6月の相談日 時間：午後1時～4時

6月 5日(火)、7日(木)
12日(火)、14日(木)
19日(火)、21日(木)
26日(火)、28日(木)

◆場 所

大熊町役場会津若松出張所 企画調整課内

◆相談料 無 料

◆協 力 福島県司法書士会会津支部

【お問い合わせ先】企画調整課

5月から外国人住民の住民票の作成準備がスタートします

住民基本台帳法が改正され、本年7月9日から、外国人住民も住民基本台帳制度の対象となります。これにより、外国人住民にも市区町村において「住民票」が作成されます。

この準備のため、市区町村では、本年5月から、順次、住民票に記載されることとなる内容について、対象となる外国人本人へ通知し、確認していただくこととしています。

確認された内容は、市区町村において「仮住民票」として保管され、これが法施行日(7月9日)から住民票となります。

(1)外国人住民の方へのご案内

○ 本年5月から、順次、住民票に記載されることとなる内容が通知されます。内容を確認の上、誤りがあれば、お住まいの市区町村へご連絡願います。

なお、通知が届かない方は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

○ 施行日直前の入国や引っ越しなどのため、お住まいの市区町村で「仮住民票」の作成等がされていない方は、施行日(7月9日)から14日以内にお住まいの市区町村に届出を行うことが必要です。

※施行日までは、現在の外国人登録法に基づいた手続きが必要です。特に「居住地」、「在留資格」、「在留期間」、「世帯主との続柄」等は、変更申請漏れなどがないようご注意ください。

(2)総務省コールセンター(多言語電話相談窓口)のご案内

○ 外国人住民に係る住民基本台帳制度に関するお問い合わせに対応します。

電話番号 0570-066-630 (ナビダイヤル)
03-6301-1337 (IP電話、PHS)

受付時間 8:30~17:30

避難農業者一時就農等支援事業について

福島県内の避難先で、利用権設定した農地を借りて一時的に就農する農業者に対し、営農に要する経費の一部を助成します。

◆対象者

震災発生時に大熊町内に居住していた避難農業者であり、かつ、次のどちらかに該当する者

- ①認定農業者、認定就農者
- ②年間農業従事日数150日以上が確実な農業者

◆対象品目

- ・園芸作物(野菜、果物、花き類)
- ・畜産

◆対象経費

- ・初期生産資材の購入費(種苗・肥料・農薬・飼料・諸材料費等)
- ・機械、施設等のリース経費
- ・地代 など

◆補助額等

- 補助率 定額
- 補助期間 1年間(一時就農初年度のみ)
- 補助限度額
 - ・園芸農家 100万円/経営体
 - ・畜産農家 150万円/経営体

【お問い合わせ先】産業課

「ふるさとまつり」会場に生活用品の配布コーナーを開設します

6月17日に開催される「ふるさとまつり」会場に生活用品の配布コーナーを開設します

数量に限りがありますのでお早めにお立ち寄り下さい。

なお、少量の品物は抽選にての配布となりますので、あらかじめ御了承ください。

●抽選にて配布予定品物

- ・カジュアルこたつ(正方形タイプ、小型、こたつふとんかけ敷きセット)
- ・オーブントースター
- ・ファンヒーター など

【お問い合わせ先】企画調整課

—事業主の皆さんへ—

労働保険の年度更新等のお知らせ

平成24年度の労働保険の年度更新の申告期限は7月10日です。

期限までに、最寄りの銀行、郵便局、労働基準監督署、福島労働局において手続きされますようお願いいたします。

ただし、田村市・南相馬市・伊達郡川俣町・双葉郡の各町村・相馬郡飯舘村の地域の事業場につきましては、東日本大震災により労働保険料の申告・納付期限が延長しています。

【お問い合わせ先】

福島労働局 総務部 労働保険徴収室
電話 024-536-4607

ハローワーク会津若松からのお知らせ

◆6月出張相談のお知らせ

○出張相談日程

日時	場所
6月6日(水) 9:30~12:00	河東学園仮設住宅集会所
6月14日(木) 9:30~12:00	亀公園仮設住宅集会所
6月15日(金) 9:30~12:00	大熊町役場2階会議室
6月27日(水) 9:30~12:00	扇町1号公園仮設住宅集会所
6月29日(金) 9:30~12:00	大熊町役場2階会議室

○相談内容

- (1) 求人情報提供、職業相談
- (2) 職業訓練情報提供
- (3) 心のケア、健康相談
臨床心理士が対応します。
(6月6・14・27日のみ実施)

◆震災特別相談窓口(西分庁舎)のお知らせ

- 開所日時：毎週 火・水・木曜日 13:00~16:00
- 場所：西分庁舎(ハローワークの道路向かい)
電話：0242-26-3444

【お問い合わせ先】

厚生労働省福島労働局
ハローワーク会津若松(被災者支援対策窓口)
電話 0242-26-3444(直通)

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含みます。)について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載されていますので、ご覧ください。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

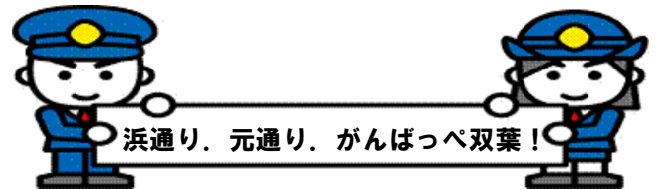
相馬税務署 電話 0244-36-3111

双葉消防本部から皆様へ一次立入りの際 のお願いと注意事項

- 家の掃除をされたときにみ出すゴミ等(家庭用ゴミ、枯れ草など)を外で燃やす行為は、お控えください。
 - お帰りになる際は、ブレーカーの電源を落として下さい。
 - たばこのポイ捨てをしないでください。(枯れ草等に引火する場合があります。)
 - お線香やローソクなどの、火の取り扱いには十分注意してください。
 - 使用されない電化製品のコンセントを抜いてきてください。
 - プロパンガス等の元栓が閉まっているか、再度ご確認ください。
- ※災害が発生した場合は、警察や消防などの避難誘導に従い、速やかに避難してください。

【お問い合わせ先】

- 双葉消防本部
電話 0240-27-1181
- 富岡消防署・富岡消防署榎葉分署
電話 0240-25-2119



「森を木づかうふくしま住まいる事業」募集 開始のお知らせ

県内に自ら居住するための木造住宅を建設する建て主の方に対し、補助金を交付します。

1戸あたり30万円

募集戸数150戸

補助要件や応募方法等については、県ホームページ、又は以下にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

福島県土木部建築指導課

電話024-521-7528

県ホームページは福島県建築総室で検索

サマージャンボ・2000万サマー

発売期間7月9日~7月27日

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよい街づくりに使われます。



ふるさとまつりを開催します！

原子力災害に伴い、大熊町民は全国各地に避難を強いられ、将来への不安を持ちながら慣れない地での生活を余儀なくされています。

長年培った町民同士のつながりを維持するために「ふるさとまつり」を開催し、町民の「絆」を大切に、大熊町の復興につなげていきます。

今年のふるさとまつりは、餅つき大会や「鳥羽一郎」さん、「ET-KING」さんの出演、ウルトラマンショーなど盛りだくさんです。

皆さんおそろいでお越しください。

◆開催日時 平成24年6月17日(日) 午前10時～午後3時

◆開催場所 松長近隣公園仮設住宅駐車場
(会津若松市一箕町松長1-17-1)

- ◆開催内容
- (1) ウルトラマンショー
1回目⇒10:00～ 2回目⇒13:40～
 - (2) 芸能発表 10:45～
 - (3) 餅つき大会&配付 11:40～
※無くなりしだい配布終了となります。
 - (4) 鳥羽一郎ふれあい歌謡ショー 12:30～
 - (5) ET-KINGミニコンサート 14:20～
 - (6) 出店・ちびっこ広場 10:00～15:00

※内容及び開催時間が変更になる場合もありますので予めご了承ください。

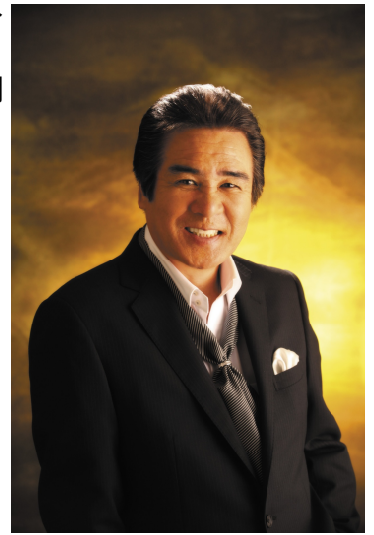
◆注意事項

- (1) 当日会場内への車輛の乗入れは原則禁止となっております。
松長地区に臨時駐車場を確保してありますので、そちらへ駐車をお願いします。(駐車スペースに限りがありますので、乗り合わせにご協力ください)
- (2) 臨時駐車場から会場までは、バスにて送迎します。

【お問い合わせ先】

大熊町観光協会事務局(大熊町商工会内) 電話0242-29-5770

※土日祝日を除く平日午前9時から午後4時



鳥羽一郎



ET-KING

今年も大熊町のホタルが板橋区で光を放ちますー板橋区ホタル生態環境館ー

大熊町を故郷に持つゲンジボタルが、東京都板橋区ホタル生態環境館で夜間公開されます。

このホタルは、平成元年に熊川地区から約300個の卵を採取し、世代交代を繰り返して今年で23世代目となります。この間一度も他の地域の個体や幼虫などと一切交えず、現在まで大熊町熊川の遺伝子を育てています。

ホタルは、外部から毎時0.5マイクロシーベルト以上の放射線を浴びると光らなくなるとされています。

私たちは、現在、残念ながらふるさと大熊町でホタルを見ることはできませんが、板橋区ホタル生態環境館で、同じ大熊町を故郷に持つホタルを鑑賞しませんか？

そして、希望の光として、いつの日かホタルの光舞うふるさと大熊町を取り戻しましょう。

◆ゲンジボタル夜間公開

6月22日(金)～24日(日) 午後7時30分～午後9時30分

◆ヘイケボタル夜間公開

7月14日(土)～16日(月) 午後7時30分～午後9時30分

※雨天決行、荒天中止です。

◆公開場所 板橋区ホタル生態環境館(東京都板橋区高島平4-21-1)

◆アクセス

○地下鉄都営三田線新高島平駅下車徒歩5分

○東武東上線成増駅下車バス(高島平操車場行き)高島平四丁目下車すぐ前

【お問い合わせ先】

板橋区役所 環境課管理係 電話 03-3579-2591

整理券配付
午後6時30分～午後9時



町民掲示板

下野上3区1班「花見の会」を開催しました -4月14日 いわき市湯本ホテル美里にて-

昨年の新年会以来の交流会で、皆が顔を合わせるのも1年ぶり。花見の会は初めての事で、今回の呼びかけに23世帯37名が集まりました。

県内外から集まり、喜びもひとしおで、気心の知れた仲間と温泉で身体を癒し、避難生活の苦労話やこれからの大熊の復興のこと、また、おのこの将来に対する生活について、夜遅くまで話しが弾みました。

下野上3区1班 武内一司



平成7年度大中卒業生の 同窓会を開催しました

5月4日に郡山市 ホテルプリシード郡山にて厄払い及び同窓会を開催することが出来ました。

厄払いは11人が参加し、安積国造神社にて、緊張の中無事に厄払いすることが出来ました。

同窓会は、恩師を含め51人集まり、楽しく、昔話や近況等で盛り上がりました。

中々、同級生に連絡を着けることが難しく、不安でしたが、幹事の中で決めた



目標の50人を達成出来て感無量でした。

参加して頂いた皆さんには、至らぬ所もあったと思いますが、無事に楽しく開催できたことを心から御礼申し上げます。

また、連絡の着かなかった同級生の皆さんには本当に申し訳ありません。次回また企画した時は、今回より多くの同級生の皆さんに連絡が着くように頑張りますので、その時は、参加のほどよろしく願います。

それでは同級生の皆さん、5年後に！！

同窓会幹事代表 松永秀俊

福島

県北地方大熊町避難者交流会を開催します

今回初めての交流会となりますので、是非ご参加ください。

内容については、参加された方々と今後どのような活動をしていくか、話し合っていきます。

◆日時

6月23日(土) 10:00~12:00

◆場所

コラッセふくしま
研修室A

(福島県福島市三河南町1番20号)

【お問い合わせ】

代表 菅野充史
電話 090-7233-1148



茨城

「積小為大の会(茨城県大熊町民コミュニティ)」を開催します

◆日時 6月23日(土) 9:00~12:00

◆場所 社団法人茨城県産業会館
(水戸市桜川12-2-35)

【お問い合わせ・連絡先】

野田 朋弘(日立市) 電話 090-8423-5608

埼玉

第6回『ひまわりの会』を開催します

交流を目的とした6回目のサロン(茶話会)を開きます。参加自由です。お友達もお誘いください。

◆日時 6月13日(水) 10:00~15:00

◆場所 やすらぎ会館 (川口市南鳩ヶ谷6-8-16)

◆参加費 200円

◆内容

午前：おしゃべりサロン(親睦、情報交換等)

午後：アロマでリフレッシュ!

(アロマオイルづくり 材料費：300円)

◆申込み 不要(直接会場にいらしてください)

【お問い合わせ先】

『ひまわり』 電話 080-4405-4931

大熊町消防団が町内行方不明者捜索を実施しました

福島県警や消防、海上保安庁による東日本大震災行方不明者一斉捜索が5月14日、東京電力福島第一原発事故による警戒区域内で行われ、大熊町からも消防団員31人が参加し、夫沢海岸および熊川海岸で捜索を行いました。

参加した消防団員は、未だ空間線量の高い海岸を、がれきをかき分け丹念に捜索しました。残念ながら行方不明者を発見することはできませんでしたが、津波で流された写真や貴重品などの大切な品を見つけることができました。



二人合わせて201歳！—吉田信さん100歳賀寿—



満100歳を迎えた吉田信さん(夫沢)への賀寿贈呈式が、誕生日当日の4月27日、避難先の会津若松市内の借り上げ住宅で行われました。

妻のツルさんは、震災前の平成23年1月2日に満100歳を迎えており、現在101歳。二人合わせて201歳のご夫婦です。

式では、金木明県相双保健福祉事務所長が県知事賀寿を、渡辺利綱町長が賀寿と祝い金を贈り長寿を祝いました。

信さんは大熊町に生まれ、英語教師として教壇に立ち、幼なじみだったツルさんと昭和10年に結婚し、子ども3人、孫6人、ひ孫7人に恵まれました。

「命のアサガオ」が贈呈されました

「骨髄バンクを支援するいばらぎの会」「タオル帽子会あいづ」「地球のステージ」の3会から5月8日、大熊町の幼稚園、小・中学校、社会福祉協議会に「命のアサガオ」が贈呈されました。

「命のアサガオ」運動は、白血病により7歳で亡くなった「こうすけ君」が育てていたアサガオを、全国に広め、骨髄バンクを理解してもらおうという新潟発祥の活動です。

この日は、「タオル帽子会あいづ」の五十嵐まりいさんと「地球のステージ」の小野修さんが、大熊中学校を訪れ「夏のグリーンカーテンに活用してください」と鈴木隆大熊中教頭に種を手渡しました。

